

製造物責任法における製造業者等の範囲

市 原 正 隆

- 一 はじめに
- 二 定 義
- 三 責任主体
 - (1) 製造業者
 - (2) 輸入業者
 - (3) 表示製造業者
 - (4) 販売業者等
 - (5) その他の責任主体

しかしながら、欠陥により発生する事故の態様や課程は製造物の種類、製造等や流通の実態等によりさまざまである。また、さまざまな製造物にはさまざまな者（注1）が関与しているのであり、そのようななさまざまに関与する者の全員が製造物責任を負うといふことになるならば到底承認できず、また、妥当とはいえない。

確かに、さまざまなもの者が製造物等の欠陥ないし欠陥の現実化に関与したとしても、その関与の程度、態様はまたさまざまであり、これをもつてただちに製造物責任を問うことは問題があり妥当ではないといえる。なぜならば、製造物責任は加害者にとつては過失責任を問われるというよりも厳格な損害賠償責任を問われるからである。したがって、責任を負うべき根拠が認められる者（責任主体）に限つて責任を負わせるべきだからである。

そこで製造物責任の責任主体をどの範囲の者にするかが当面の問題となるわけである。これには製造物責任の発展の過程、製造物責任が認められる根拠、責任の性質、他の法理との成否、諸外国の立法例、製造・販売の実態等の事情を考慮して決定すべきである。

製造物責任は、大量生産、大量販売、大量消費といった現代の社会現象の中で製造物の欠陥により発生する事故の被害者救済を目的としているものである。

八 参考文献

一 は ジ め に

民法第七〇九条における一般の不法行為責任においては、責任主体を特に限定せず、故意または過失によつて他人の権利を侵害した者が責任主体となるものとしている。しかし製造物責任法において

は、製造物責任が一般の不法行為責任より厳格な損害賠償責任を認めるものであり、その責任主体を明記することにより法律上も責任

主体の範囲が明確になることや製造物等の製造・販売等に関与する者にとつても損害賠償責任の性質や範囲を明確にする必要性が高く、また、予測可能性も高いことなどから、わが国における立法諸提案

（注2）においても定義規定が設けられるにいたった。

EC指令においても、理事会指令三条一項は「製造者」という概念を採用して定義規定が設けられており、本法においても責任主体

に関する定義規定として「製造業者等」が設けられることになった。もつとも、製造物の製造等の態様が変化すること、製造物責任の

責任主体の範囲に対する社会通念が変化すること等の「事情の変化」に製造物責任が適切に対応することができないおそれがあることから、製造物責任法においては製造物責任の範囲を法律上明記せず、解釈と運用に委ねようとする考え方もないわけではない。

私見としてはすでに、製造物責任が一般の不法行為より厳格な責

任を認めており、それゆえ製造業者や販売業者等の法律関係を明確にする必要性が高いので、責任主体に関する定義は明確な規定として設けることが必要かつ妥当であると考えるわけである。

しかしながら、本条に盛り込まれた「製造業者等」の規定概念が果して製造物責任の明確な責任主体として個別具体的に把握されうるのであろうか疑問が残る。その意味において「製造業者等」に対する個別的、具体的な責任主体の検討が要請されるわけである。

者がその危険が実現した場合の賠償責任を負うべきであるとする考

二 定 義

第二条二項 この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という。）

二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認されるような氏名等の表示をした者

三 前号に掲げる者のか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

本項は、製造物責任を負うべき責任主体について規定している。すなわち、誰が製造物責任法の下において製造物責任を負うのかという責任主体についての疑問に対する回答でもある。製造物が欠陥すなわち通常有すべき安全性を欠いていることにより損害賠償を負わせる根拠としては、一般に危険責任、報償責任、信頼責任といった理論的根拠が考えられる。

危険責任とは、危険を内在した製造物等を製造または加工等した

え方である。

報償責任とは、製造業者等は利益追求行為を行つており、利益を上げる課程において他人に損害を与えたことを根拠に、賠償責任を負うべきであるとする考え方である。

信頼責任とは、みずからの製品に対する消費者の信頼に反して欠陥ある製造物を製造等し引き渡したこと根拠として、賠償責任を負うべきであるとする考え方である。

ただし、これらの根拠は、いざれも単独で製造物責任の根拠を説明するには不十分であり、あえていうならばこれらの根拠が全体としてその根拠となるものと考えられる（注3）。

そのうち、本項第一号は、当該製造物を自ら製造、加工又は輸入した事業者である。すなわち、現実の製造業者（メーカー）、加工業者、輸入業者が責任主体である。これらの者は、いわゆる危険責任、報償責任、信頼責任のいずれにもあてはまり、いわば本来的な責任主体である。しかし、本法における責任主体をこれらの者のみに限定せず、被害者に対する十分な救済を図る目的から第二号に当該製造物の製造業者として、当該製造物にその氏名等の表示をした者又はこれと誤認されるような氏名等の表示をした者を追加した。すなわち、現実に製造物を製造、加工、輸入していなくても、当該製造物にその製造業者として自らの氏名、商号、商標その他の表示をした者または製造業者と誤認されるような氏名などの表示をした者が責任の主体になることを定めている。さらに、例えば、製造元、輸入者のような肩書を付して自己の氏名などの表示を行つた場

合や肩書を付していなくても、例えば、電気製品に単にブランド名を付することによって社会通念上製造業者と誤認されるような表示となつている場合が該当する。

また、第三号は、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者についても、製造業者等の定義に加えることとした。すなわち、現実には製造物を製造、加工、輸入しておらず、また当該製造物に製造業者として自らの氏名、商号などを表示していないにもかかわらず、当該製造物の製造、加工、輸入または販売にかかる形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名、商号、その他他の表示、例えば、総発売元、発売元、販売元などの表示をなした者を責任主体にする旨を定めている。

第二号および第三号の場合にあつては、現実の製造業者であるか否かを問わない。すなわち、自らが製造業者であるとの表示をした者の責任を問うと共に、たとえ製造業者と表示したわけではなくとも、その製造物の製造、販売等の実態によつては、実質的な製造業者と認めてその責任を問う場合があると定めるわけである。したがつて、危険責任の面を問うというよりも、むしろ報償責任や信頼責任の面に重くその責任が問われるものである。

このような観点から製造物責任の各根拠に応じた、それに該当する者に製造物責任を負わせることになるわけであるが、製品の製造から販売・使用の過程に関与するさまざまな者のうち、どの範囲ま

での者に製造物責任を負わせるべきかを明示することは容易ではない。

それは製品ごとに製造・販売の実態が異なつており、その定義 자체が容易ではない。また、製品の販売過程にのみ関与する者も製品の危険性の拡大に関与していることは否定できないこと等からも具体的の明示は容易ではない。また、将来にわたり製品の製造・販売の形態や実態等が変化する可能性もあり、そのような変化にも適切に対応することが可能な責任主体に関する定義規定が必要である。

そこで、以下本条三項第一号、第二号、第三号所定の責任主体の意義および範囲につき検討することとする。

三 責 任 主 体

(1) 製造業者

本条第三項第一号は、製造物を業として製造、加工または輸入した者を「製造業者」とし、製造物責任の責任主体としている。

すなわち、製造物の製造業者、加工業者、輸入業者を指す。これらの者は、製造物責任の沿革、製造物責任の根拠、製造物の危険性の制御の可能性、諸外国の立法例等の観点から判断して、欠陥のある製造物を製造又は加工行為により危険な製品を自ら作出したり、あるいは輸入行為によつてその危険性を国内に持ち込んだ者であること等からこれら製造業者を製造物責任の原則的な責任主体とする

ことはいうまでもなく、異論はない。このことは、製造物責任の沿革からその発展当初の段階においては、生産者責任と呼ばれていたことからも推察できるわけである。

(2) 「業として」の意味

「業として」とは、同種の行為、すなわち同種の製造物の製造又は加工を継続反復して行うことである。

そこで「業として」が認知されるには、営利目的を有するかどうかが問題となる。業者としては一般的に営利目的で営業活動がなされているのであり、また有償で製品の製造、販売を行つてているのが通常である。しかし、公益法人や中間法人のように営利目的を有しない法人であつても、これが「業として」同種の製品を製造又は加工する者である限り、製造物責任の責任主体となるであろう。ちなみに、公益法人には社団法人、財団法人等があり、中間法人には農業共同組合、中小企業協同組合、水産業共同組合等がある。

しかし、ECC理事会指令七条C号は、製造物が販売又は経済的流通形態のために製造等されたものではない（営利を目的としない、無償の場合）等の要件が認められる場合には、製造物責任を免責されるものとしている。また、一九九〇年私法学会報告者グループ案第九・三号は、製造者等がその製造物を事業活動として製造等したのでないことを製造物責任の免責事由としている。この案によれば、「業として」無償のものまで認めることになると、業者を広く認めることになり、過大な損害賠償責任を負わせるおそれがあるとの指摘がなされている。

しかしながら、もともと、同種の製品を継続反復して製造等する者は、継続的に危険性を作り出しているとも考えられ、また、製品の危険性に対し有する知識、経験によつてその危険性を制御することができる立場にあるわけであり、その意味において製造物責任を、有償、無償にかかわりなく負うべきものと考えるわけである。したがつて、無償配布を目的として製造等された商品見本等も、これに欠陥があり、被害が発生すれば製造物責任は免れない。

つぎに、製造等にかかる製品が同一の製品であることを要するかという問題がある。

確かに、「業として」この業者の要件を厳格に解するとなると、同一の製品の製造等に限定されることになる。この場合、たとえば、多品種少量生産方式で製造等する業者は、厳密には製造業者にはあらず、製造物責任の責任主体から免れることになり、はなはだ妥当性を欠く結果となる。したがつて、製造業者としては、その製品が同種類であればその範囲の製品については専門的な知識、経験を有することから、製造物責任の実質的な責任主体と考えられて、製造される製品が同一でないことを理由に製造物責任を免れることは妥当性を欠き容認できない。

また、製品の製造者が、製造物責任を負うためには、製品の製造等が「業として」行われる必要があるが、さらにその製品を他に引き渡したこと必要である。したがつて、製品の引き渡し、あるいは製品の販売が「業として」行われる必要があるのかどうかが問題となる。

これについて、ECC理事会指令C号は、「業として」流通課程におけるものではないことが製造者の免責事由の要件の一つになつており、また、我が国では、一九九〇年私法学会報告者グループ案第八・三号は製造者等がその製造物を事業活動として配布したのではないことを免責事由としている。さらに、日本社会党案も三条一項二号で、当該製造物の製造等をし、これを流通におくことを「業として」行つたのではないことを免責事由としている。

しかしながら、製造業者が「業として」製造等した製品を、稀に「業として」ではなく他に引き渡された場合であつても、製造業者の免責事由とはならないと考える。もつとも、製造業者が「業として」製造等した製品については、「業として」他に引き渡されるのが通常である。すなわち、私見によれば、製品の引き渡しが「業として」行われることは、免責事由の要件ではないということである。この主張に対しても、既に多くの反論があり、このような解釈は、製造業者にとって、いたずらに過大な損害賠償責任を負わせるおそれがあると批判もある。

しかし、理論的には、本条二項一号および三条所定の製造物責任の要件の規定の文言に照らしても、かつ、製造業者の製品の危険性に対する作出行為や、有する知識、経験による制御等の可能な立場やたまたま偶然に他の流通経路で販売された製品によつて被害を受けた者は製造物責任の追求ができないとするることは妥当ではない。すなわち、被害者にとっては「業として」が問題ではなく、あくまでも製造業者の製造等した製品によつて被害を受けたその損害賠償

責任の追求と求償が問題となるわけであるからである。

さらに、「業として」一定期間、継続する意図をもつて行われれば、最初の一回の行為も業として行われたものと解される。たとえば、継続反復して製造等する予定でいたところ、最初に製造等した製品に欠陥が発見され、その後製造等を中止した場合であっても、

製造業者は、それまでの製品につき製造物責任を免れることはできない。

また、実際に製品を製造等しなくても、継続反復して製造等する意図があれば足りる。

「業として」が認められるためには、事業の規模が問題になるところであるが、そもそも製造物責任の目的は規模の大小で決するわけではない。法人であろうと個人であろうと問わないし、大規模であろうと中小規模、零細規模であろうと問わない。

また、製造物責任の責任主体を「製造業者」とするのか、「製造者」とするのかについても議論がある。

仮に、「製造者」を責任主体とした場合に、その「製造業者」が製造等した製品に欠陥があり、それによって事故が発生した場合、その被害の救済は製造物責任で図られ不合理ではないようと思える。

しかし、製造物責任は、一定期間に同種の製品を反復継続して製造等する、相当多数の製品のうち不可避に発生する製品の欠陥を根拠に認められる損害賠償責任であり、大量生産、大量消費といった社会形態を背景としており、それゆえ、単発的で偶然的な製品の「製造者」に製造物責任を負わせるべき根拠は乏しいといえる。単発的、

偶發的な製品の事故については、一般的の不法行為責任で救済を図ることが可能である。したがって、「製造業者」を製造物責任の責任

主体とすることが妥当である。

「製造業者」は、社会的にも統計的にも、製造業者、加工業者と一般に認められている者より広い概念である。

たとえば、その業者の業務の実態によつては、製品を製造、加工する者にあたる限り製造物責任法上の製造業者と認められることになる。サービス業者、農林水産業者であつても可能である。

(3) 製造過程と製造業者

本条一項において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいうとある。この「製造」と「加工」の意義は、製品の設計、部品・原材料の選択、製造、加工、検査、表示等の製造の一連の過程をいう。すなわち、「製造」とは、原材料に手を加えて新たな物品を作り出すことで、生産より狭い概念であるがいわゆる第二次産業に係る生産行為を指し、一次産品の产出、サービスの提供等には用いられないことをいう。また「加工」とは、動産を材料としてこれに工作を加え、その本質は保持させつつ新しい属性を付加し、価値を加えることとされる。

これに一連の製造過程に「業として」関与した物は、その製造、加工にかかる製品に欠陥があつた場合には、製造業者として製造物責任を負うことになる。

もつとも、製品に対する製造等の過程は、その時代や製品、経済、環境、業界ごとにさまざまであり、変化するものである。したがつ

て現在では分業が進み、従来のように一企業で一連の製造過程をすべて処理できるというわけではなくなった。それゆえ、子会社等を設立することで一連の製造過程のうちの一部分の過程を処理させるということになり、このような場合の、その関与の内容や程度によつては、子会社も製造業者として製造物責任を問われる可能性がある。

④ 部品・原材料の製造業者

出来上がった一つの製品の製造業者には、その完成品としての製造業者以外に、その完成品を構成する部品・原材料の製造業者も含まれる。

たとえば、完成品の欠陥によつて事故が発生した場合に、原因が部品の製造業者が別の人格であることを理由に、製造物責任を免れることはできない。他方、欠陥のあつた部品の製造業者は、設計指示の抗弁（本法第四条二号・注4）が認められる場合を除き、部品の製造に関与したことを理由に製造物責任を免れることはできない。すなわち、完成品の欠陥が部品・原材料の欠陥に起因する場合は、完成品の製造業者と部品・原材料の製造業者とが共に不真正連帯債務を負うことになる。

(2) 輸入業者

① 輸入業者の意義

本法第二条二項一号は、欠陥製品を「業として」製造・加工した

者のほか、輸入した業者にも製造物責任を認め、原則的な製造物責任の責任主体として規定した。

しかしながら、輸入業者を一般的に「製造業者」と呼称するについては、語意の上からも抵抗がないではないが、法律の規定上は、製造業者と輸入業者を併せて「製造業者」と略称しているわけである。

したがつて、輸入業者は、製造物を「業として」……輸入した者であるといえる。

また、輸入業者については、製造物の製造または加工に関与した者ではないことから、実際には国内で流通経路の過程における卸売（問屋）業者の位置にあり、同時にその性質上、販売業者の範疇にある。

そこで、なぜ、輸入業者が製造業者と共に製造物責任の責任主体とされているのかを考察してみたい。

まず第一に、輸入業者は自己の意思によつて製造物を輸入することによりわが国に危険を持ち込むものであるから、わが国においてはその危険性を制御し、除去できるもつとも適した立場にあること。第二は、輸入した製造物の欠陥によつて損害を受けた者が、国外の製造業者に対して損害賠償の責任を追求することが実際上困難であること。

第三は、輸入業者が輸入する際に、国外の製造業者や販売業者に対する、あらかじめ求償権を確保しておけば、輸入業者は被害者に損害賠償義務を履行した後に、国外の製造業者等に対しても求償権を

行使することができる。

したがつて第四に、わが国の製造業者と比較した場合に、責任主体としては同様な立場にあるとみることができること。

第五に、現在わが国の製造物に関する輸入状況は拡大の一途にあり、外国製品の輸入が激増していること。さらに、日本企業の海外進出により海外の工場で製造された製品が逆輸入の形で国内に輸入されており、わが国製造業の空洞化といった現象まで惹き起こしており、大きな社会問題にまで発展している。このような社会では、輸入業者が製造物責任に対する責任主体を免れることは困難であること。そうでないと、多くの製品事故が製造物責任の範囲から除外されてしまい、被害者の救済にあたってはまさに大きな社会問題が生ずるおそれがあること。

以上のような観点から、輸入業者は製造業者と共に製造物責任の基本的な責任主体となるといいうのである。

このことは、ECC理事会指令でも、売買、賃貸、リースその他の流通形態であつても、ECCに事業として製造物を輸入する者は、製造者とみなされることになつており（三条二項）、製造物責任の原則的な責任主体として取り扱われている（注5）。

わが国の立法諸提案においても、製造物責任研究案二条2項三号、一九九〇年私法学会報告者グループ案第七・1項、東京弁護士会案二条二号、日本弁護士連合会案二条一号(2)(3)、公明党案四条、日本社会党案二条五項はいずれも同旨提案となつていて、

② 輸入業者の要件

1999

中日本自動車短期大学論叢 第29号

輸入業者として、「製造物」、「業として」の要件は前述の通りであるが、そのほか公益法人、中間法人であつても要件次第では輸入業者にあたる。また、営利活動の有無、有償・無償にかかわりなく輸入業者にあたる。

そこで輸入の要件となるが、輸入とは、国外において製造または加工された製造物をわが国に持ち込むことである。

典型的な形態としては、国外で製造等された製造物を購入して、わが国にその占有を移転することであり、転売等の目的で、外国で取得した製造物をわが国に持ち込むことである。

しかしながら、前にも触れたごとく、有償・無償は要件とはならず、営利活動・非営利活動もその如何を問わない。

したがつて、輸入業者の範囲は、国内で販売することを目的として製品を輸入する者、貿易業者、商社と呼ばれる者が一般的ではあるが、製造物責任法上の輸入業者は、製造物責任の観点から判断されるべきであり、たとえば、自家消費・自家使用の目的で外国から製品を取得した者も含まれることになる。

また、輸入業者が輸入に関して適法なものであつたかどうかは、製造物責任の観点からは問わないものと考える。たとえば、密輸業者の密輸品に欠陥があり製品事故が発生したような場合でも、理論的には密輸業者が製造物責任の責任主体となる。

また、輸入業者が法令上の手続きに落ち度があり、違法な輸入とされる場合であつても、製造物責任が適用されることになる。

また、外国製品の製造業者との間の売買契約が無効であり、その

製造業者に対して製品を返還すべき義務を負つてゐる輸入業者であつても、その返還が未了のうちに他に引き渡されて、そこで欠陥による製品の事故が発生した場合には、その輸入業者について製造物責任が適用されることになる。

また、輸入業者が製品を輸入し、国内でわが国仕様に加工して販売したような場合でも、当然輸入業者であるばかりか、製造業者にも当たり製造物責任が適用されることになる。

また、製品の輸入の過程においては、さまざまな者が、さまざまな立場から関与するが、製造物責任法上の輸入業者と認められる要件は、自己の名義で製品を輸入し、あるいは自己の計算で製品を「業として」輸入する者であるといふ。

したがつて、製品の輸入を仲介する者、外国において製品を輸入業者のために買いつける者、輸入業者のための代理業者、代行業者等は製品の輸入に関与しているとはいっても、製品を「業として」輸入した者とはいえない。もつとも、これら仲介業者等でも、実質的に自己の名義、自己の計算によつて製品を輸入している者と認定される場合においては、その者は輸入業者として製造物責任の責任主体になるであろう。

もともと、輸入業者の認定は、契約上の形式等によるものではない。あくまでも、製造物責任の適用の観点から実質的に判断されるべきであり、誰が輸入業者となるかの認定は、製品の種類、輸入に關する者の立場、輸入の実態等の、製品ごとの輸入の実態を踏まえて総合的・実質的に判断するべきである。

③ 外国製造業者の責任

外国で製造し、輸入された製品に欠陥があり、これによつて損害事件が発生すれば、外国でその製品を製造した製造業者の責任が問題になる。

この場合、外国でその製品を製造した製造業者が、わが国の法人、自然人であることもあるであろうし、外国法人、外国人であることもある。

外国でその製品を製造した製造業者が、わが国の法人、自然人である場合には、裁判管轄はわが国に属し、わが国の裁判所に裁判を提起することができる。この場合は、輸入業者と製造業者が共に製造物責任を負うがその責任は両者の関係によつて分けられる。すなわち、共同不法行為が成立するときは共同不法行為の法理に従つて損害賠償債務を負い、共同不法行為が認められないときは、不真正連帶債務の法理に従つて、原則として損害の全額につき連帶して損害賠償債務を負うことになる。

しかし、外国で製品を製造した製造業者が外国法人、外国人の場合であつても、理論的には、わが国の製造物責任法が適用されることがある。ただし、わが国の裁判所に損害賠償請求の訴訟を提起することが可能であるかどうかは、国際的な裁判管轄の問題である。
(注6) この場合、外国の製造業者がわが国の裁判所の管轄に服するかどうかという問題もある。

また、訴状等の訴訟書類の送達、証拠調べ等多くの場面で国際司法共助の問題が生ずる。(注7)

また、仮に勝訴判決を得た場合でも、その外国法人等がわが国に資産を有していない場合は、強制執行は事実上行うことができない。さらに、これを外国において強制執行する場合には、外国の裁判所に外国判決の承認や執行手続（注8）をとる必要があるため、その経費は相当高額となる可能性がある。さらに、法制度の違いによる問題もある。ただし、航空機事故等の大事件においては、外国の製造業者に対する責任追求が行われる事が多い。

一方、被害者が外国において、外国法人、外国人に対して直接訴訟を提起することも可能であるが、これも相当の経費を覚悟しなければならない。

また、外国法制度の知識や経験も必要である。したがって実際にはきわめて困難であることが多いといわざるをえず、適応可能な保険制度の確立が求められるところである。

④ 裁判にみる国際裁判管轄権

製麺機事件（東京地裁平成三年一月二十九日判決における国際裁判管轄権の取扱において、日本の裁判所に管轄権を認めないことすべき「特段の事情」の有無が争点になつており、以下の如く判示している（具体的な事例は後述⑥参照）。

「当事者の一方が外国法人である民事訴訟事件について、日本の裁判所が管轄権を有するかどうかについては、これを直接規定した法規や条約はなく、さらに一般的に承認された国際法上の原則はいまだ確立していない。したがって、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を図る見地から条理に従つて決定するのが相当であるが、当該

事件については日本の民事訴訟法の土地管轄に関する規定、その他民事訴訟法の規定するいずれかが日本国内にあると認められる場合には、特段の事情が認められない限り日本の裁判所に国際裁判管轄権を認めることが右条理に適うというべきである」としている。

⑤ プレス機械事件（大阪地裁昭和四十八年十月九日判決）

アメリカの裁判所で係争中の事業者間求償訴訟（原告アメリカ人・被告日本人）の被告である日本法人が、原告たるアメリカ法人に対し、求償債務の消極的確認を提起した訴訟（アメリカでなされている求償訴訟は、アメリカ法人がプレスの使用者が被つた被害に係る訴訟を受けており、これに敗訴した場合に備えた訴訟）である。これにおける裁判管轄の判断としては、製造物責任訴訟についての国際裁判管轄の有無について、民事訴訟法第十五条一項の規定を斟酌し、不法行為地のいかんによって本件訴訟の国際裁判管轄を定めるのが相当であるとし、欠陥ある本件プレス機械の製造・設計という加害行為がなされた土地という観点からみて、日本も同規定にいう不法行為地に含まれるとした。

航空機墜落事件（東京地裁昭和四十九年七月二十四日判決）
羽田沖で墜落した航空機の乗客の遺族が、航空機の製造メーカーに対して航空機の構造的機能的欠陥が事故の原因であるとして提起した損害賠償訴訟である。

これにおける裁判管轄の判断としては、本件事故による被害者の保護及び証拠の収集等の便宜を配慮し、裁判を適正・公平かつ効率

的に行うという観点からは、わが国の民事訴訟法の土地管轄に関する規定（第十五条一項）を参照して判断すれば、日本の裁判所も、本件事故による不法行為の結果発生地の裁判所として管轄権を有するとした。

また、本件事故に係る証拠調べをいずれの裁判所で行うほうが本件の裁判を適正・公平かつ能率的に行い得るかの決定は困難であるとしつつ、被告は航空機の製造を業とする大企業であって、製造等によつて得る利益は日本の裁判所で行われる賠償に要する費用に比べてはるかに大きいものであることや原告等は被告に比べて資力が乏しく、アメリカの裁判所で行われるとすると被告に対しても責任を追求することは事実上不可能になることを理由に、日本の裁判所に管轄権を認めることが相当であるとした。

(b) 日本に裁判管轄権を認めなかつた事例

製麺機傷害事件（東京地裁平成三年一月二十九日判決）

アメリカの裁判所で係争中の製造物責任訴訟で、日本製の製麺機で傷害を負つた被害者が日本法人の製造者とアメリカ法人の販売者を訴えた事件につき、裁判管轄権の判断については、瑕疵ある製造物が製造された場所も加害行為地の一つと考えられることから、日本が不法行為地に含まれるとしつつも、アメリカの第一訴訟の結果如何で停止条件の成就、不成就が決まるような場合には、アメリカで審理を行うのが適切であるということ（また、準拠法の問題、日米両国の製造物責任に関する判例の相違も相まって、両者の判決が抵触してしまう可能性も大きい）。

本件では、アメリカの訴訟が先行して提起され、準備書面の交換、証拠の収集が進んでいること、本件に関する証拠は、ほとんどアメリカ国内にあること、原告は被告が自社の製造物をアメリカに輸出して利益を上げたのであるから、将来アメリカで製造物責任訴訟を提起されることも予期し得たはずであることを理由として、日本の裁判所に管轄を認めることが条理に反する「特段の事情」があるとした。

(3) 表示製造業者

① 表示製造業者の要件

本条三項二号は、「自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者」、また、本条三項二号は、「前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者」を製造物責任の責任主体として規定している。以上これらの者は、本来、直接、製品の製造、加工、輸入には関与せず、「氏名等の表示」を製品に表示していることによつて製造物責任を負うというものであつて、その意味からこれらの者を「表示製造業者」と呼ぶわけである。

したがつて、製造物責任を負うべき根拠が製造業者、輸入業者の場合と必ずしも一致しない。

現代社会においては、製品の製造、販売等の過程が多様化して、製品の品質、性能、価格はもとより、製品の商号・商標等を付して得られる製品のイメージを考慮して、消費者に積極的にアピールする形態がとられている。また、消費者は誰が製造したと表示してあるかに関心を示し、製品の付された表示によつて製造業者等を特定し、製品を識別し、安全性や信頼性を持つものであり、逆に、表示を利用する業者は、そのような消費者心理に期待して表示を行つてゐるわけである。さらに、表示製造業者は、その製品によつて利益を得ており、製品の製造業者との関係においても相当の影響力を行使しうる立場にある。

このような、製品の製造・販売・選択・利用の実態を考慮すると、製造物の製造・加工または輸入に直接関与しなかつた者であつても、製品に一定の表示を付した者については製造物責任を負わせるべき根拠が認められるといふ。このことは、主として「信頼責任の原則」を根拠と認めるものであるが、他の「報償責任の原則」や「危険責任の原則」も付隨的には考慮されている。

② 二号表示製造業者

(a) 二号前段の表示製造業者

「自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という）をした者…」に該当する表示者としては、たとえば「製造元・A」、「製造業者・B」、「輸入元・C」、「製造者・D」、「製造・E」、「加工業者・F」、「加工者・G」、「加工・H」、「I・生産」、「J・謹製」等の肩書きを

付して、自己の氏名等の表示を行つた場合がこれにあたる。

すなわち、「自ら…表示をした者」につき、表示製造業者はその表示が自らの意思に基づいて行われたことが必要であり、表示製造業者が製造物責任を負うのは、氏名等の表示の存在と、その表示の存在に関与していることが要件だからである。

したがつて、他人が無断で製品に氏名、商号等の表示をした場合においては、その氏名等が表示された者は、「自ら…表示をした」者にあたらない。しかし、後に表示された者が、その表示を容認していたような場合には、その表示は自らの意思に基づき行われていると認められ、表示製造業者にあたると解せられる。

また、氏名等の表示は、本来、製品事故の原因になつた製造物本体にされていることが必要であるが、製品によつては、製品本体、包装、使用説明書等から構成されていることが通常であるため、製品のどの部分に表示されていることが必要であるかが問題となる。

換言すれば、表示製造業者の要件として、必要となる表示が製品のどの部分に表示されれば、製造物責任の責任主体となりうるかということである。

現在、流通している製品の多くは、製品本体、付属品、容器、包装、使用説明書、保証書等から構成されているため、製品の表示の機能、製品本体との関係等を考慮して判断することとなる。

したがつて、表示が製品本体そのものの上にされていることが原則であるが、それが不可能な場合も多いので、その製品本体と一体的な関係があることや、密接な関係が認められる容器、包装、付属

品、使用説明書、保証書等に付された表示を含むものと解することが妥当である。

また、表示の内容については、二号前段の規定どおり、製造業者の氏名、商号、商標その他の表示をした場合にかぎられる。

(b) 二号後段の表示製造業者

「当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者」は、表示製造業者として製造物責任の責任主体となる。

第二号後段の表示製造業者は、第二号前段で例示したような肩書きを付していない場合であっても、基本的には同じ考え方によつて表示製造業者と認められるものである。表示によつては、製造等にかかる肩書きそのものが付されていないとしても、製造物の表示全体からみても社会通念上、製造業者と誤認させるような表示となつてゐる場合には、製造物の購入者等の外部からみると、製造物の製造業者と誤認され、信頼されるのが一般的であり、二号前段の表示製造業者と同様に製造物責任を負うものとすることが妥当である。

製造業者と誤認されるような氏名等の表示は、たとえば、製造物に単に会社名やブランド名を付しているような場合がこれに該当する。また、たとえば、製品によつては、明示的な肩書きを付していなものの、氏名、商号等が付され、製品全体からみて製造業者を示すものと社会通念上認められる表示がされている場合には、默示的に製造業者としての表示であるから二号後段の表示製造業者に該当

すると考えられる。ただし、この判断は個々の事案における個々の被害者の主観的判断ではなく、あくまでも、社会通念上誤認されるおそれがあるかどうかを客観的に判断することが必要である。二号製造業者は、前段・後段を問わず製造物の製造過程に関与していない者についても表示製造業者として製造物責任を認める根拠になる規定である。

このことは、製造物によつては、実際の製造過程に関与している者であつても、被害者には、その証明が困難な場合に、その製造業者が製造物に氏名等の表示をしているときは、製造業者であることとを証明しなくとも、表示製造業者であることを証明して製造物責任を追求できるわけである。これによつて被害者の立証負担は軽減することになる。

(3) 三号表示製造業者

「当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者」は表示製造業者として製造物責任の責任主体となる。

ところで、二号表示製造業者のごとく製造業者として認められる、あるいは製造業者と誤認されるような「氏名等の表示」が付され、製造物責任の責任主体としてその責を負うもの以外に、実質的な製造業者と認めることができる者が存在する。たとえば、「発売元・A」、「販売元・B」、「販売者・C」、「連絡先・D」等といった製品の製造、加工、輸入以外の肩書きを示す「氏名等の表示」が行われ

ている。

仮に、このような表示が示された場合に、「二号表示」製造業者にあたらないとして、製造物責任の責任主体にならないとしたならば、容易に製造物責任を免れる途を開けることになる。また、これらの表示において信用性や信頼性の面で、製品の購入者等がその表示を信用して製品を購入するといった場合も多くあり、製造物責任を負わせる根拠が認められることになる。

したがって、「二号表示」製造業者は、実質的な製造業者と認めることができるものとして外部に「氏名等の表示」をした者を製造業者に準じて製造物責任を負わせるという考え方に基づくものである。もつとも、このような表示の場合には、その肩書き等が製造業者あるいはそれと誤認されるものではない。したがって、その表示者が当該製造物の製造、加工、輸入または販売に係る形態その他の事情からみて、実質的な製造業者とみなしうる場合には、製造物責任の責任主体としてその責を負うべきものと解せられる。

次に、「製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情から」の規定につき検討する。

製造等された製品に付された「氏名等の表示」が、実質的な製造業者と認めることができる「氏名等の表示」であるためには、「氏名等の表示」の内容や態様のみならず、製品の製造、加工、輸入、販売の実態を考慮する必要がある。

そこで、「製造物の製造、加工……に係る形態」の意味については、表示者が同種の製造物を製造等していること、当該製造物の製

造設備や検査設備等を保有していること、最終的な出荷検査を行っていること、その製品の開発や企画に関与していること等の事情がこれにあたるものである。

「製造物の……輸入……に係る形態」は、表示者が同種の製品を製造又は輸入していること、輸入した製品の小分けや包装等に関与していること、輸入された製品の海外における選択や買付け等に関与していること等の事情がこれにあたるものである。

「製造物の……販売に係る形態」は、表示者が製造業者又は輸入業者からその製品の供給を受けて、国内の市場において一手販売業者となっていていること、一定の地域において専属的に販売していること、同種の製品の販売シェアが高いこと等の事情がこれにあたるものである。

「その他の事情」は、以上の事情のほかに、製品の製造等の実態、表示の実態、知名度等の諸般の事情である。具体的には、表示者が製造業者等と資本的、組織的に密接な関係にあること、表示者が製造業者等とのフランチャイズチェーン等のグループに属していること、表示者がブランド等を管理していること、表示者が製造業者等を使用する商号等と類似の商号等を使用することが許可されていること、表示者が社会的に知名度が高いこと、製品に付された表示全体の内容・態様等の事情がこれにあたるものであること等である。

「実質的な製造業者と認めることができる」とは、製造物の製造・販売の実態をみると、表示において製造業者またはこれと誤認される表示以外にも他の事情を考慮すると実質的には製造業者と認

められる表示があることを考慮して、このような表示をした者についても製造物責任を認めることが合理的であると解せられるわけである。この場合、製造業者またはこれと誤認される表示よりは広く解されるわけで、製造業者等以外の他の肩書きが付された場合や何の肩書きも付されていない場合において、実質的にみて製造業者と認めることができる場合を広く含むものと解することができる。

また、「実質的な製造業者」と認められる典型的な事例としては、販売元、発売元等のように製造業者に近い位置にあること、製造業者と密接な関係にあることが認められる場合である。また、「実質的な製造業者」とは、諸事情を考慮して社会通念上製造業者の立場にあると同様な信頼を製品の購入者等に与えるに足りるような表示をした者であると解される。(注10)

なお、真の製造業者と表示製造業者ないし実質的な製造業者とみなしうる表示者との関係は、不真正連帯債務の関係になる。したがって、いずれも被害者に対する損害賠償の責任を負うが、いずれか一方が賠償すれば他方は賠償を免がれる。しかし、実際には、賠償した方が他方に対してもその負担分を求償するということになる。

(4) 販売業者等

製品が製造され、さまざまなもの手を経て使用者のもとで被害が発生するまでには、製造業者、表示製造業者のはか販売業者等の流通業者である運送業者、卸売業者、小売業者、取扱業者等の手を経ている。これら販売業者等の流通業者は、製品を流通させるのみな

らず、製品の危険性も同時に拡散している。また流通させることによつて利益を得ているのであって、直接製造に関与しているわけではないが、これらの者も製造物責任を負うべきであるかどうかが問題となる。もちろん、販売業者等であつても(3)で示した表示製造業者の要件を満たしている場合には、当然、製造物責任を負うことになる。したがつて、(4)販売業者等の中では、それ以外の、すなわち、「氏名等の表示」を付さない場合に限つて検討することとする。

まず、EC理事会指令においては、「製造物の製造者を特定することができない場合においては、各々の供給者を製造者とみなす。ただし、供給者が、合理的期間内において、被害者に対し、製造者の身元、又は当該供給者に製造物を供給した者の身元を告知した場合においては、この限りではない」(三条三項)として、販売業者にも製造物責任を認めているが、これは補充的責任の規定というべきであつて、最終的賠償義務者たるべき製造業者等が被害者にとつて不明な場合に、これを明らかにする手段としておかれた政策的规定でもある。

また、米国の判例法においては、流通の過程にあるすべての販売業者が製造物責任を負うものとしてその範囲を拡大している。したがつて、リース業者やサービス業者等の製造物責任が裁判上問題になつてゐる。

そこで、わが国における立法諸提案を検討すると、製造物責任研究会案では、製造物の販売業者、賃貸業者は原則として製造物責任を負うとしている。ただし、これらの者が製造物の欠陥を生じさせ

た者ではないこと、製造物の形状、これらの者の営業施設、規模等から判断してこれらの者が欠陥を知ることが期待できないことを証明した場合を除くとした。また、製造物に欠陥を生じさせた運送業者、倉庫業者、製造物に欠陥を生じさせまたは点検すべき欠陥を見過した修理業者も製造物責任を負うべきものとして提案している（一〇条1項）。また、東京弁護士会案、日本弁護士連合会案は、製造物の販売業者、賃貸業者、リース業者、梱包業者、運送業者、倉庫業者、修理業者、設置業者も製造物責任を負うべきものとしている。ただし、これらの者が欠陥を生じさせたのではなく、かつこれらの人々が欠陥を知ることが期待できない場合を除くとしている（東京弁護士会案一一条、日本弁護士連合会案一二条）。

また、一九九〇年私法学会報告者グループ案は、ECC理事会指令の影響を受け、製造者、輸入者を特定できない場合には、各供給者が製造者と同一の責任を負うとし、供給者が被害者の要求に基づき相当期間内に製造者、輸入者又は自己より前の供給者を特定して告知したときは、その責任を免れることができるとして提案している（第七・(3)項）。なお同旨のもとして、公明党案六条、日本社会党案七条がある。

さらに、これらの議論を踏まえて答申や報告が行われたが、産業構造審議会総合製品安全部会の答申では、表示者以外の流通業者については、基本的には製造物責任の責任主体に含めるべきではなく、しかしながら、合理的期間内に流通業者が製造者等を告知しないかぎり、補完的に責任主体に含めることは適当であるとし、設置業者、

修理業者、梱包業者、運送業者、倉庫業者については製造者と同様に扱うこととは適当ではないとしている。また、国民生活審議会消費者生活部会の報告は、表示製造者以外の供給者である販売・賃貸・リース業者については、基本的には、製造物責任の責任主体に含めるべきではないとし、もつとも、真の製造者等を告知できない場合には、補完的に責任主体になる余地があるとし、設置・修理業者、梱包・運送・倉庫業者については、責任主体に含めなくてもよいとしている。

一方、民法部会財産法小委員会の報告は、販売業者については、従来から製造業者と同様な意味で製造物の欠陥を検査、確認すべき法的義務を一般的に負うものではなかつたし、実質的にみても契約責任、過失による不法行為責任による責任を負うものであるから、不法行為責任である製造物責任を負わないとする考え方を前提として、販売業者について製造物責任を認める必要はないとしている。また、連立与党プロジェクトの検討結果においても、販売業者の責任について、製造業者、輸入業者を特定することができない場合に、補完的に責任主体とすべきであるとの考え方もあるが、販売業者が製造業者等と同様に製造物責任を負うべき根拠が乏しいことと、販売業者の責任は契約責任の法理によって解決することができること等の事情から、この考え方を採用しないのが相当であるとしている。

以上の立法例、諸提案等をまとめると、販売業者の製造物責任上の取扱いについては、米国の判例法のごとく、一般的に販売業者等

も製造物責任を負うとする考え方と、EC理事会指令のごとく製造業者を特定することができない場合に販売業者等が製造物責任を負うとする考え方があることになる。

これに対して、前記民法部会財産法小委員会の報告のごとく、販売業者については契約責任、過失による不法行為責任の法理による責任を負うものであって、不法行為責任である製造物責任を負わないとする考え方があることになる。

製造物責任法の立法化の過程においては、以上検討したさまざま立法例、立法諸提案、答申、報告等を踏まえ、関係省庁、連立与党内の調整（注11）がはかられ、販売業者は一般的には製造物責任を負わぬものとした。もつとも、販売業者が輸入業者、表示製造業者としての要件に該当する場合には、その観点から製造物責任を負うことはいうまでもない。また、販売業者のうち、製造業者に近い立場にある者、製造業者と同等な立場にある者、製造業者に対しても相当の影響力を有する者については、「氏名等の表示」を製品に付していることが多いから表示製造業者として製造物責任を負うことになる。

また、製造物責任の責任根拠は、危険責任、信頼責任、報償責任にあると考えられるが、販売業者は、自ら欠陥を作出し、自己の意思をもつて市場に供給したとはいえず、それゆえ、一般の販売業者に製造業者と同様の責任を負わせるのは適当ではないため、本法の対象から除外した。もつとも、販売業者は、直接の買い主に対しては契約関係にあり、これに基づいて、事案によっては従来通り瑕疵

担保責任（民法第五七〇条）、債務不履行責任（民法第四一五条）等の責任を負うことがありうる。

(5) その他の責任主体

なお製品の修理・整備・設置・組立に関する製品の不適切な取扱いによる欠陥の発生については、製品がすでに流通におかれた後の問題である。

また、修理は製品の製造とは異なり、修理上の過誤があれば修理業者は、修理請負契約上の責任として一般の不法行為責任を負うことになり、製造物責任の問題として取り扱う必要はない。

もつとも、修理業者であつても、中古品に改造・修理を加え、新たに中古品として販売する場合に、改造等が本法第二条の加工に該当するときは、製造業者にあたり、製造物責任を負う可能性がある。

また、産業用機械、組立式家具、自転車、エアー・コンディショナー等のように製造・販売に際し、設置・組立に伴う製造物の場合には、製造業者のマニュアル等その指示に基づいて設置業者の設置・組立が行われたことに起因して欠陥が発生しているときには、かかる製造業者の製造物責任が認められる可能性もある。

設計者の設計そのものに問題があり、それによつて製品に欠陥が生じ、事故が発生した場合は、設計者の製造物責任と同時にその設計書に基づいて製品を製造した製造業者も製造物責任が認められる可能性がある。

国が製造物責任の責任主体となるかについては、製品が製造・販

売される過程で法令上、国の許可、認可等が必要であり、国に関与

があつた場合に國の規制権限の誤行使、不行使を理由に國家賠償責任が問題にされることはあるが、製品の製造・加工を行つてゐるものではないため製造物責任法の責任主体とはなりえない。

しかしながら、公益性のもつとも高い法人である國が、仮に製品を製造等し、その製造物の欠陥によつて損害が発生した場合には、製造物責任を負うことになる。したがつて、公益性法人が製品を製造・加工したり、製品に自己の氏名等を表示したような場合には、製造業者として製造物責任を負う。また、公益性法人を理由に責任主体から除外されるものではない。すなわち、營利法人にくらべ、公益性法人のほうが表示に対する消費者の信頼が一層強いということである。

製造物責任の責任主体は原則として、自然人、法人であるが、社会には権利能力のない社団・財團という法人格を有しないさまざまな団体がある。たとえば、ボランティア団体、業者団体、同好会、同窓会等である。これらの団体によつて製造・加工された製品に欠陥があり、製品事故が発生した場合、権利能力なき社団等が製造物責任の責任主体になりうるかどうかが問題になる。この場合、これら社団等に権利能力が認められる場合には、法人格がなくても権利能力のない社団等として製造物責任を負うことがあると解すべきが妥当である。

四 判 例（代表例・注12）

(1) 製造業者の過失責任認定

① グアノフラシン眼瞼縁白変症事件 昭三〇・七・一四 東京地裁
② 背もたれ前倒事件 昭五〇・二・四 横浜地裁判決
③ 改造中古ダンプブレーキ不良事件 昭五一・七・一六 金沢地裁
④ 砂利採取プラント事件 昭五一・一〇・二五 大分地裁判決
⑤ 背もたれ前倒事件控訴審 昭五二・七・四 東京高裁判決
⑥ 福岡カネミ油症事件 昭五一・一〇・五 福岡地裁判決
⑦ 北陸スモン病事件 昭五三・三・一 金沢地裁判決
⑧ 小倉第一次カネミ油症事件 昭五三・三・一〇 福岡地裁小倉支
部判決

⑨ ストマイ副作用事件 昭五三・九・一五 東京地裁判決
⑩ 福岡スモン病事件 昭五三・一一・一四 福岡地裁判決
⑪ 広島スモン病事件 昭五四・二・二二 広島地裁判決
⑫ 札幌スモン病事件 昭五四・五・一〇 札幌地裁判決
⑬ 京都スモン病事件 昭五四・七・二 京都地裁判決
⑭ 静岡スモン病事件 昭五四・七・一九 静岡地裁判決
⑮ 大阪スモン病事件 昭五四・七・三一 大阪地裁判決
⑯ 群馬スモン病事件 昭五四・八・二一 前橋地裁判決

市原正隆：製造物責任法における製造業者等の範囲

- (17) サウナ風呂火災事件 昭五五・四・二五 東京地裁判決
- (18) キュポラ爆発事件 昭五五・一〇・三〇 大阪地裁判決
- (19) 改造中古ダンプブレーク不良事件控訴審 昭五六・一・二八 名古屋高裁金沢支部判決
- (20) ストマイ副作用事件控訴審 昭五六・四・一三 東京高裁判決
- (21) 第一次クロロキン網膜症事件 昭五七・一一・一 東京地裁判決
- (22) 小倉第二次カネミ油症事件 昭五七・三・二九 福岡地裁小倉支部判決
- (23) 福島大腿四頭筋短縮症事件 昭五八・三・三〇 福島地裁白河支部判決
- (24) キュポラ爆発事件控訴審 昭五九・一・二五 大阪高裁判決
- (25) 福岡カネミ油症事件控訴審 昭五九・三・一六 福島高裁判決
- (26) 小倉第一次カネミ油症事件控訴審 昭五九・三・一六 福岡高裁判決
- (27) 小倉第三次カネミ油症事件 昭六〇・一・一三 福岡地裁小倉支部判決
- (28) 山梨筋拘縮症事件 昭六〇・三・二七 東京地裁判決
- (29) 愛知大腿四頭筋拘縮症事件 昭六〇・五・二八 名古屋地裁判決
- (30) ピントルフック事件 昭六〇・六・二二 東京地裁判決
- (31) 高度さらし粉船舶火災事件 昭六一・三・三 東京地裁判決
- (32) 除雪用ドーザ事件 昭六一・三・二七 長野地裁判決
- (33) 小倉第二次カネミ油症事件控訴審 昭六一・五・一五 福岡高裁判決
- (34) 西宮水道斑状歯事件 昭六一・一〇・九 神戸地裁尼崎支部判決
- (35) 高度さらし粉荷役中火災事件 昭六二・三・三 東京地裁判決
- (36) 第二次クロロキン網膜症事件 昭六二・五・一八 東京地裁判決
- (37) 第一次クロロキン網膜症事件控訴審 昭六三・三・一一 東京高裁判決
- (38) 噴霧式カビキラー事件 平三・三・二八 東京地裁判決
- (39) 家畜飼料トキソプラズマ混入事件 平四・三・一七 岐阜地裁高山支部判決
- (40) 麺長さ切断用カッター事件 平四・一一・三〇 東京地裁判決
- (41) エレベーター事件 平五・四・二八 東京地裁判決
- (42) テレビ発火事件 平六・三・二九 大阪地裁判決
- (2) 製造物責任の趣旨
- (1) 羽田沖航空機墜落事件 昭四九・七・二四 東京地裁判決
- (2) 分譲マンション事件控訴審 昭五〇・六・三〇 東京高裁判決
- (3) ガスストーブ事件 昭五九・三・二六 東京地裁判決
- (3) 販売業者の責任
- (1) 卵豆腐食中毒事件 昭四八・一二・二七 岐阜地裁大垣支部判決
- (2) 背もたれ前倒事件 昭五〇・二・四 横浜地裁判決
- (3) 北陸スモン病事件 昭五三・三・一 金沢地裁判決
- (4) 福岡スモン病事件 昭五三・一一・一四 福岡地裁判決
- (5) 広島スモン病事件 昭五四・二・二二 広島地裁判決

- ⑥第一次クロロキン網膜症事件 昭五七・二・一 東京地裁判決
- ⑦ピントルフック事件 昭六〇・六・二一 東京地裁判決
- ⑧アクアラング空気残量計事件 平三・六・二八 鹿児島地裁判決
- ⑨家畜飼料トキソプラズマ混入事件 平四・三・一七 岐阜地裁高
山支部判決
- ⑩麺長さ切断用カッター事件 平四・一一・三〇 東京地裁判決

(3) 輸入業者の責任

- ①北陸スモン病事件 昭五三・三・一 金沢地裁判決
- ②バドミントンラケット事件 昭五三・八・三〇 神戸地裁判決
- ③バドミントンラケット事件控訴審 昭五四・九・二一 大阪高裁
判決
- ④クロロキン網膜症事件 昭五七・二・一 東京地裁判決
- ⑤バドミントンラケット事件上告審 昭五八・一〇・二〇 最高裁
第一小法廷判決
- ⑥バドミントンラケット事件差戻控訴審 昭五九・九・二八 大阪
高裁判決
- ⑦アクアラング空気残量計事件 平三・六・二八 鹿児島地裁判決

五 外国 の 立 法 例 (注13)

(1) EC指令（一九八五）

EC指令は、一九八五年七月の閣僚理事会で採択された。これは、

産業界と消費者の対立する利害や加盟国間で異なる法的制度、習慣の均衡を図るために、長年に亘って交渉を行い妥協を図り成立したものである。EC指令に法的根拠を与えたのはローマ条約一〇〇条であるが、共同市場の設立および機能に直接的な影響を及ぼす分野の法律を調和させるために、閣僚理事会全員の一致した賛成票で指令を発することができるとしている。しかし、各国の製造物責任法を完全に調和させるという目的は、三つのオプション条項の導入によつて妥協が図られた。すなわち、第一は「製品」の定義に第一次農産物を含めることに関するものであり、第二は「開発危険の抗弁」を認めるか否かの規定であり、第三は七〇〇〇万ECU（欧洲通貨単位）以上の賠償責任限度額を設定するか否かにかかるものであった。

EC指令の基本的な目的は、被害者が製造者の過失を説明する必要がない過失の有無に無関係な制度を作り出すことであった。また、製造者の責任を追求しなければ、基準や安全について製造者がより安易に流れてしまう懸念があつた。製造者に責任を転嫁するEC指令の賠償責任制度は、製造者が自己に転嫁された損害にかかる費用を全体の製品価格の中に組み込めるることを意味し、その結果、製造者が製品の欠陥で負う潜在的な責任に対する保険料のほんの一部を製品の購入者すべてに事実上負担させることを意味するのである。

(1) 製造者（第三条）の概説

EC指令における「製造者」の定義は非常に広い。それは、いかなる法人又は自然人も対象とし、原材料、構成部品、完成品の製造

者を含むものである。さらに、工業的な加工を加えた者、自己の名称や商標または識別のための印を製品につけた者も対象とされる。

さらに、この規定は、製造者あるいは自己に当該製品を売り渡した者を特定できない限り、流通に携わった供給者にも及ぶことになる。そして、被害者が訴える対象者の可能性を最大にしておくために、輸入者も一連の賠償責任の当事者に含めることにしている。各々の当事者は連帶して責任を負うことになる。これは、被害者に経済的に最も賠償金を支払えそうな者を訴える機会を与えるものである。

② 第一項

(a) 実際の製造者

本指令は、原則として完成品の製造者を責任者としている。完成品とは、さらなる完成、変更、手を加えずに定められた使用ができるような形で使用者・消費者に提供される物をいう。

製品が完成品か構成部品かは、その機能から区別される。同一の製品が完成品であり、また部品であることもありうる。例えば、新車に取り付けられているタイヤは構成部品であるが、消耗したタイヤを代えるための新タイヤは完成品である。

本指令は、構成部品の製造者を責任者に加えている。それゆえ、被害者は完成品の製造者ばかりでなく、構成部品の製造者に対しても責任を追求できる。構成部品の製造者の責任要件は、当該部品自体に六条にいう欠陥があることである。完成品の製造者は、いずれにせよ、構成部品が完成品に付与して欠陥についても責任を負い、

構成部品の欠陥であるという理由によって責任を免れることはできない。なお、構成部品の製造者は、完成品を構成する他の構成部品の欠陥により生じた完成品の欠陥については責任を負わない。

構成部品の製造者に妥当することは、原材料の製造者にも妥当する。「原材料」とは、半完成品や完成品の製造のために使用される素材や原料をいう。欠陥ある原材料が部品に欠陥を与え、欠陥ある部品が完成品に欠陥を与えることもありうる。この場合には、原材料の製造者、構成部品の製造者および完成品の製造者の三者が、被害者に対して責任を負う。これら製造者の相互関係は、連帶責任の関係になる（五条）。

原材料、構成部品および完成品間の厳密な区別は、それぞれの製造者の責任が同一であるために、重要ではない。相互間は流動的なものである。製法特許に基づいて製造する場合にも、実際に製造する者が製造者であり、本指令のもとでの責任者である。

欠陥を生み出す製法特許に基づいて製造したために欠陥製品が製造されたとしても、被害者にとって特許に基づいて製造されたか否かは何ら関係がないため、特許を取得して実際に製造した者が製造者として責任を負う。もつとも、賠償責任を負う製造者から特許許諾者に対する求償権の行使は可能であろう。

七条(f)は、部品製造者に免責の余地を認めていた。同様の事は、原材料の生産者にも妥当する。すなわち、完成品製造者に提供された時点で、それ自体欠陥のない構成部品が、それが完成品製造者により選択された方法では使用できないものであつたため、完成

品に組み込まれたことによつてはじめて欠陥が生じた場合、あるいは構成部品の製造者が完成品製造者の指示のもとに完成品に関する知識を有せず、かつ、その部品の使用に関する支配可能性もなく製造を行つた場合には、部品製造者は責任を負うことはない。業として、製造する者だけが製造者である。

七条(c)は、利用のための製品の製造を責任対象から除外している。

(b) 表示製造者

実際に製造した製造者と並んで、本指令は、他の者に製造させたにも拘らず、自己が製造者であるかのような表示をした者を責任者としている。この責任は、商品の実際の由来を示さないで自己の名前のもとに販売するデパートやチエーンストアで問題になる。ヨーロッパ外で製造した方が安上がりであるために、このような製造と販売の方法がときに採用されている。

表示製造者といえるためには、実際に製造した者以外の者が自らを製造者と表示することが必要である。表示製造者は意識的・意欲的に自己が製造者であるという印象を与えねばならないが、製品を取得した者が事実においてそのような印象を受けたかどうかは問うところではない。本号は、信頼を保護するものではない。それゆえ、状況から製品が表示製造者以外の者によつて実際上は製造されていることが明らかであつても、表示製造者の責任を変化はない。

表示者の表示はその者の当該製品の製造者であるという意図を明示していることが必要である。表示が販売目的に限定されており、

そのためのマークであることがはつきりしているときには、製品を販売する者は責任を負わない。

三条は、標章は製品に付されねばならないとしている。しかし、この要件は狭く解されるべきでない。製品に製造者として受け取られる表示が存在していれば十分である。表示製造者は、自分が実際に製造した者ではないこと、実際の製造者が他に存在していること、あるいは、自己に製品を供給した者を告知することによって、免責を受けることはできない。

③ 第二項

本指令は、原則として、販売者を責任者としていない。製造物責任は製造行為に結びついており、販売行為には結びついていない。販売者の責任は、加盟国の法律から生じ、特にフランス、ベルギー、ルクセンブルクの法律に注目する必要がある。これらの国々では、売買法の原則から判例法により厳格な製造物責任が展開されており、無過失製造物責任は販売者にも及んでいる。

本指令は、販売者を除外する原則にたいして二つの例外を設けている。その一つは、輸入者であり、他方は、製造者の表示がない場合の製品の販売者である。欠陥ある製品の輸入者は、「製造者との」責任を負う。というのは、彼は本指令の意味においては製造者だからである。指令は、輸入を業として配付の目的をもつて輸入することと定義している。この配付の具体例として、販売、賃貸、リース、その他の形態の配付が挙げられている。

輸入者の責任にとつては、配付行為が輸入する者の営業活動に属

することが不可欠である。したがって、私的でも営業上でも、自己使用の目的で輸入することは、この要件を充たさない。

この配付の目的は、輸入する時になければならず、当初は自己使用の目的で輸入し、その後に販売する場合には、この要件を充たさない。

無償の譲渡（贈与、使用貸借）は、本条の要件を充たさない。それは業としての配布ではないからである。

三条二項で責任を負うのはすべての輸入者ではなく、第三国からEC域内に欠陥製品を輸入した輸入者だけである。EC域内での国境を越えた商品取引は、それゆえ本条から除外されている。EC域内での輸入について輸入者に責任を課すことは、自由な商品移動の阻害要因になり、したがって、EC設立条約に反して許されないことである。輸入者は、実際に製品を製造した製造者とともに、連帯して責任を負う。

④ 第三項

三項は、製造者が確認できない製品による損害発生の事例を規定している。特別な規定がなければ、被害者は何らの保護も与えられないことになる。このようなことを防ぐために、ECの立法者は、代替的に製品の供給者に対する責任追求を認めたのである。供給者はあたかも、自ら欠陥製品を製造したかのように取り扱われるが、この供給者に対する責任の拡張は、製造者を直接的あるいは間接的に探索するための一つの圧力手段にすぎない。なぜならば、供給者が、前供給者ないし製造者を告知できるならば、供給者は免責を受

けられるからである。ここでいう製造者は、本条一項の意味での製造者である。輸入者に関しては、三項二文の特別規定の適用がある。表示製造者が明らかである場合、彼が製造者であつて、本条にいう製造者が特定できないという問題は生じない。

本指令は、供給者と規定しており、特に売り主と規定していないので、事実上の製品の供給者でもよい。しかし、通常は、売り主が問題になるであろう。

製造者が特定できないときには、製品を実際に製造した者でないにもかかわらず、供給者は製造者と全く同様に取り扱われる。

供給者は、実際に製造した製造者なしに自己に供給した前者を相当期間内に告知することで、免責を受けられる。この通告は、被害者やその代理人に対してなされねばならない。同一の責任は、輸入製品についても適用がある。（三條二文）。輸入者が特定できない場合には、輸入製品の供給者が責任を負う。この場合、EC域外の第三国から輸入した業者だけが対象になる。本条では、輸入者も製造者であるとされているため、特に三條二文がなくとも、同一の結果が生ずるが、念のために規定されたものである。第三国の製造者が明確であつても、EC域内への輸入者が明らかでない場合には、供給者の責任が生ずる。

六 おわりに

消費者被害の迅速かつ十分な救済を図るためのものであつた。

したがつて、製造業者等の定義は、誰が製造物責任法の下において製造物責任を負うのかという責任の主体についての回答である。

注

そして、製造物責任法は、製造業者、表示製造業者、実質的製造業者をもつて、その製造物責任の責任主体として規定した。すなわち、わが国の製造物責任法は、販売業者については、ECC指令のごとく一次的な責任主体として認めることなく、責任主体から除外するとともに、実質的製造業者を責任主体に加えた点に大きな特徴を有している。そこで学説上問題となつた販売業者の取り扱いであるが、消費者保護のために、販売業者を製造業者と同一視すべきだとする見解がある。しかしながら、私見によれば販売業者という地位にのみ基づいて、製造業者と同一の厳格な責任をこれに負わせるのは妥当とはいえない。

すなわち、欠陥についての無過失責任という重い責任を製造業者に課するのが製造物責任であつて、そのような欠陥のある製品の流通に関与したというだけの理由で、当然に販売業者が重い責任を負うという根拠には乏しいと思われる。

また、実質的製造業者と認められるための要件については、製造物責任法はその基準を示しておらず、この点に関しては私見による論述を試みたが今後の裁判所の判例の動向を注意深く見守つてゆくほかはない。

1 さまざまなもの—製造物の原材料の提供者、設計者、製造業者、検査業者、宣伝・広告業者、梱包業者、運搬業者、販売業者、(輸入業者、卸売業者、取付業者、設置業者、点検業者、修理業者、倉庫業者(以上の各業者の経営者、従業員も含む)、許可・認可を所管する国・地方公共団体、製造物の使用者等がさまざまに関与している。

升田純著「詳解製造物責任法」五二八頁

2 立法諸提案—製造物責任研究会案。一九九〇年私法学会報告者グループ案。公明党案。日本社会党案。東京弁護士会案。日本弁護士連合会案。平成五年一一月産業構造審議会総合製品安全部会答申。平成五年一二月国民生活審議会消費者政策部会報告。法制審議会民法部会財産法小委員会報告。平成六年四月連立与党プロジェクト案。

3 「逐条解説製造物責任法」八〇頁以下 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編 (社)商事法務研究会

衆議院商工委員会議録平成六年六月三日四頁 法務省升田説明員同旨答弁

4 本法第四条二項 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従つたことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。(部品・原材料製造業者の抗弁)

5 升田純著「詳解製造物責任法」五四六頁

国際裁判管轄—被告が外国事業者の場合、わが国の裁判所が当該訴訟の裁判管轄を有するかどうかという問題である。これまでの公表裁判例によると、民事訴訟法の規定する裁判籍が日本国内にあるときには、わが国で訴訟を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速などの手続的正義の理念に反するような「特段の事情」がない限り、わが国に国際裁判管轄が認められるとされている。しかしながら、わが国の裁判所に管轄権を認めることは相当ではないと考えるべき「特段の事情」がある場合には、国際裁判管轄権が否定されることとなり、これまでも、証拠収集の困難が裁判の適正に反する「特段の事情」に当たるとして、国際裁判管轄が否定された事案もある。（製造物責任法の解説 一九九四年通産省産業政策局消費経済課編一一頁）

7 国際送達・国際証拠調べ—被告が外国事業者の場合、訴状や訴訟書類の送達をどうするか、外国での証拠調べをどうするかという問題である。
わが国の民事訴訟法は、国際送達・国際証拠調べを予定しており（第一百七十五条、第二百六十四条）、その前提としての国際共助条約として、わが国はこれまで多国間条約を批准し、その実施に伴う国内法の手当も終えているところである。さらに、アメリカ、イギリス両国とは個別に二国間条約を結んでおり、他の相当数の国とも二国間の司法共助取決めを有している。国際送達・国際証拠調べの問題は、これら条約により、ヨーロッパ諸国、アメリカ等主要各国との間では相当程度手続は明確となっている。他方、多国間条約の締結国でなく、更にわが国との間に二国間条約、司法共助取決めも有していない国の事業者を被告とする場合には、外交上の努力により任意の送達、証拠調べを求めていくこととなり、実質的には訴訟が進行しないという事態もあり得る。（注6前掲書一一頁、一一二頁）

わが国の判決の外国における承認・執行 一般的に、外国で下された判決をそのまま自国で承認・執行することについては、法制度の違いによる問題が指摘されている。最近の国際的な流れとしては、手続的要件を具備していれば原則として外国判決の承認・執行が認められる傾向となつており、わが国の民事訴訟法第二百条でも、外国の判決がわが国の公序良俗に反していないことなどの条件があるものの、基本的には手続的要件を具備しているか否かにより判断することとなつていて。しかしながら、外国判決の承認・執行の際に厳しい要件を課している国もあり、この場合には、手続的要件のみならず実体的要件を再審査されることにもなり、わが国の判決につき外国の承認を受けて執行することには困難を伴うことが少なくない。

9 注6前掲書一一三頁～一一五頁

10 注5前掲書五八二頁

11 10
政府答弁（衆議院商工委員会議事録第七号 清川政府委員平成六年六月十日）

「まず、ECC指令にあるような流通業者の責任を明記しなかつた理由でござりますけれども、御指摘のECC指令の規定は、最終的な賠償義務者がたるべき製造業者が被害者にとって不明な場合に、これを明らかにするとということを主たる目的としているものであります。しかしながら、一般的に、被害者が製造業者を知っているか否かという主観的事情によって不法行為責任における賠償義務者の範囲が左右されるということ。つまり、この場合、告知できなかつた販売業者は含まれ、告知できた販売業者は含まれないというとになるわけでございますが、このようなことは法理論上合理的と考えられず、我が国におきまして立法例もないわけでございます。このために、我が国の不法行為体系との理論的整合性の観

- 点から、本法律案においてはこのような考え方を採用しない」ととしているわけでございます。なお、販売業者につきましては、直接の買い主との関係では、直接的には契約関係がございまして、事案によつては瑕疵担保責任あるいは債務不履行責任を追求されるという可能性もございまして、被害者の救済上は特段の欠けるところはないものでござります」。
- 12 山本庸幸著「注釈製造物責任法」一四五頁以下
- 13 東京海上研究所編「製造物責任法大系I・理論篇八三頁～八八頁
- 14 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編「製造物責任の新しい視点」大蔵省印刷局 一九八八年
- 15 安田総合研究所編「製造物責任」有斐閣 一九九一年
- 16 朝見行弘著「欧米とわが国の製造物責任法の比較」法学セミナー №四七八 一九九四年
- 17 A. S. Weinstein A. D. Twerski H.R.Piehler W. A. Donaher 共著「PRODUCTS LIABILITY AND THE REASONABLY SAFE PRODUCT」(製造物責任と企業戦略) ジャテック社 一九八一年
- 18 升田純著「詳解製造物責任法」(社)商事法務研究会 一九九七年
- 1 山本庸幸著「注釈製造物責任法」ざようせい 一九九四年
- 2 通商産業省産業政策局消費経済課編「製造物責任法の解説」(財)通商産業調査会 一九九四年
- 3 東京海上研究所編「製造物責任法大系I」弘文堂 一九九四年
- 4 東京海上研究所編「製造物責任法大系II」弘文堂 一九九四年
- 5 東京海上研究所編「国際製造物責任法」商事法務研究会 一九九三年
- 6 内閣法制局法令用語研究会編「法律用語辞典」
- 7 衆議院商工委員会会議録 平成六年
- 8 参議院商工委員会会議録 平成六年
- 9 衆議院連合審査会会議録 平成六年
- 10 第二回国民生活審議会報告 平成六年
- 11 我妻栄著「新訂民法総則」
- 12 加藤雅信著「製造物責任法総覽」商事法務研究会 一九九四年
- 13 小林秀之著「製造物責任法」中央経済社 一九九三年